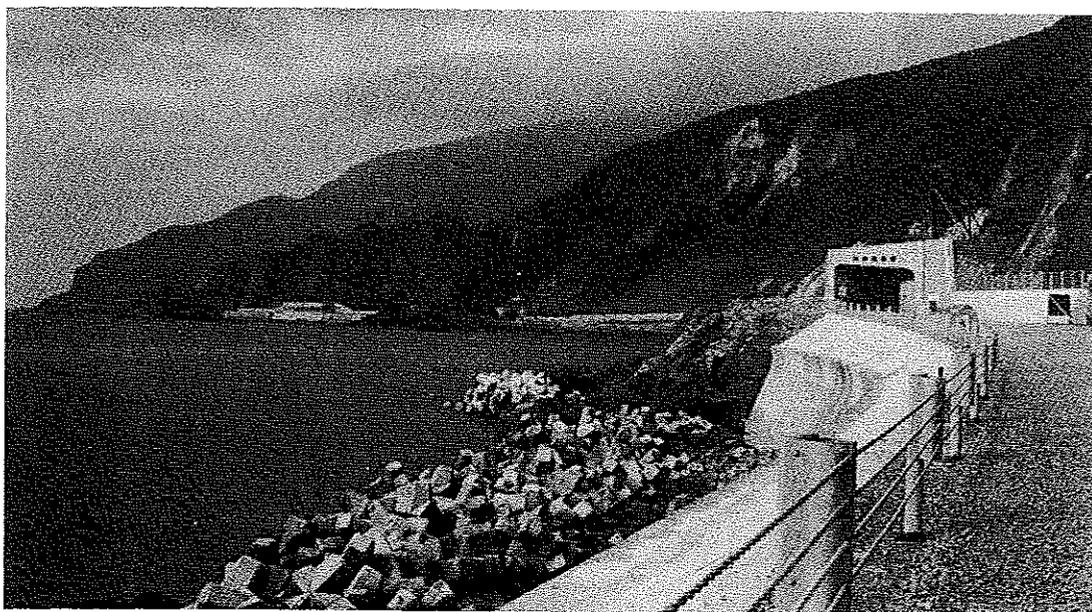


行政ほっかいどう '81.9



11月に開通する留萌～札幌 国道233号線

増毛町岩尾港臨港道路より黒岩隧道を臨む

(留萌支部所属 橋本 雄一氏提供)

目次

会則施行規程の一部改正	2	車庫証明対策特別委員会構成員 の紹介	8
標語募集について	2	釧路支部でニセ書士摘発	9
行政書士成功者の紹介	3	事務局日誌	9
労働保険適用徴収新システムの 開始	6	支部業務研修会開催状況	9
新入会員研修会を終了して	7	年計報告の集計結果	10
新しい人名用漢字	7	おしらせ	14
無料相談の開催(十勝支部)	8		

会則施行規程の一部改正

総務部

本年7月26日第4回理事会において、北海道行政書士会会則施行規程の一部が、次のように改正されました。

1. 疾病見舞金の改善

現行の見舞金制度は、疾病による自宅療養の場合は、見舞金の対象外になっていますが、改正後は、疾病及び傷害の別なくそれによって1か月以上執務不能となったときは、1万円(改正前は、5,000円以内)の見舞金を贈ることに改正し、この改正は、昭和57年度から適用することになりました。

2. 報酬額表中「図面の作成その他関連業務報酬額及び旅費日当」の規定化

本年度の会則改正によって、別記第3「北海道行政書士報酬額」が改められ、従前の付随業務報酬額が削除されました。これに相当するものは、事務所掲示用の報酬額表中に「図面の作成その他関連業務報酬額」として印刷されていますが、これを規程で定めておくことが望ましいという道の指導がありましたので、その部分のみ規程中に定めたもので、報酬改訂の本年6月25日から適用することになっています。

注 行政書士法令・会則・規程集の加除を同封しましたので、加除及び訂正をお願いします。

……標語募集について……

監察部

監察部の本年度事業として、次の要領により標語募集を行うことになりましたので是非、御応募くださるようお願いいたします。

標語募集要領	
★目的	監察意識の高揚
★テーマ	非行政書士行為の撲滅
★応募方法	官製はがき1枚につき1点
★賞品	優秀作品には、賞品を贈呈し、会報で発表します
★メ 切	10月末日までに本会事務局あて(当日の消印有効)
★応募資格	会員及び補助者

……監察活動のあらまし……

監察活動は、職域確保のため非行政書士行為を排除するように予防及び是正のための活動を展開しています。毎年、全道監察担当者会議を開催して対策を協議し、本年度は、9月、10月の2か月間のうち、各支部において監察強調月間を定め、各支部の役員及び監察担当者が分担して、各市町村、警察署、保健所、商工会等を訪問して行政書士の業務についての理解を深め、同時に非行政書士行為の防止について協力を依頼し、違反行為者を発見したときは、その都度是正措置を講じております。

しかしながら、監察活動は、一部の役員等がいくら努力してもそれほど効果のあがるものではなく、全会員が常時監察の目となり耳となって協力し合い、また、行政書士自身が業務分野を正しく守り、みんなで行政書士の業務を啓発する努力をしなければ、その効果は期待できないものと思います。たとえば、会員名簿に登載されていない者が行政書士名を表示した看板を使用している例が案外に多く、また、電話帳の広告に会員でない者が建設業許可手続を掲げていたり、会員の通報で違反の芽を摘んだ事例がいくらかありますので、一般会員各位の御協力を特にお願い申し上げます。

また、全国的にわれわれの業務が侵食され、容易に奪還できない例も決して少なく

ありません。それは、どうしてそのようなようになったのかを考えてみますと、行政書士が権利の座に眠っていて、社会要求に応えなかったため、非資格者が合法的に社会需要を満たすための方策を確立したというのが実態のようです。私どもは「やらないからやられる」を反省し、会員一人一人が常に業務の研さんに励み、社会の要求を満たすための受皿作りをしなければならぬと考え、業務研修部と連携を密にして監察業務を展開しています。

なお、本年度は、建設業許可業務と農地法に基づく諸手続を重点項目として監察活動を進めることになっていることを申し添えます。

行政書士成功者の紹介



(その1)

釧路市若松町8番1号山一ビル
行政書士 畑 登氏 45才

○行政書士になる前の職歴と行政書士を志した動機

私は、民間経理事務8年、税務会計事務所5年、学校事務員5年、高校教員8年、少年院教官3年を経験している。行政書士の仕事は広範なので、仕事をとおして社会を見、幅の広い人間になりたいと希って行政書士を志した。昭和44年、行政書士試験に合格、昭和54年4月10日行政書士会に入会、開業歴2年半になる。

○業務繁栄の方策又は業務上の信条

昭和55年中の報酬額は、約800万円位であった。事務所の態勢は、補助者1名、主要な事務機は複写機と和文タイプ各1台程度である。業務誘致のために特に宣伝したり広告したことはないが、友人、知人の紹

介で業務は自然に増えてきた。人生は努力であり、信用がつけば仕事は次第に増えてくると確信している。

業務繁栄の基盤は信用であり、信用は依頼された仕事を確実に早く処理し、報酬は適正に受けることだと思っている。

私の収入の約50パーセントは経理関係で、労務、民事、建設土木、風俗衛生の順である。

なお、私は行政書士以外の収入は全くなく、他士業の資格も有していない。

○どのようにして業務を繁栄させたか

人生は、目的意識をもって進み、一生努力することだと思う。しかし、努力は、自分でするもの、信用は他人が認めてくれるものである。私は、仕事は正確迅速に、報酬は適正を常としているが、それが信用につながる要素ではないだろうか。信用は信用を産むが、悪評もまた悪評を産むので、行政書士にとって悪評ほど恐ろしいものはない。

私は、まだ開業して2年余りであり、特筆すべき何ものもないが、いつもよき先輩諸氏に恵まれたことを幸に思い感謝している。



(その2)

札幌市中央区北1条西19丁目
伊藤ビル
行政書士 佐藤良雄氏 28才

○行政書士になる前の職歴と行政書士を志した動機

小樽商科大学の在学中、札幌の司法書士事務所にアルバイトとして働き、卒業後も継続してその事務所に勤務した。この期間は約4年間で、そうしたことから士業界に興味を持ち最初は、やさしい資格からと思って、まず行政書士の資格を取得(昭和48年)した。

その後、北海学園大学法学部（夜学）で法律を学んだ。私は、行政書士業務の範囲の広さと業務処理に必要な能力に魅力を感じ、札幌ほどの人口と経済の動きがあれば無尽蔵の業務が眠っていると考え、他士業資格を取得せず、あえて、専業行政書士を志した。

○昭和55年中の業務実績と事務所の態勢

私は、昭和48年、大学在学中に行政書士試験に合格、前記のとおり司法書士事務所でアルバイトをし、卒業後もそこに勤務したが、昭和51年12月退職し、行政書士を開業したのは、翌年1月であった。

仕事の方は順調に推移し、お陰で開業2年目で年間報酬500万円を超えるに至った。昭和55年中の報酬額は約3,500万円であったが、主な業務は建設業許可、経理記帳、会社設立、労務及び契約書関係で、補助者は現在7名を置いている。

主要事務機はエプソン、オフィスコンピューター（KX-1）1台、リコー電子コピー（DT850）1台、和文タイプライター3台である。

行政書士以外の収入は全くなく、業務地域は、札幌市内全域である。

○業務繁栄の方策又は業務上の信条

私は業務拡大のために特別に宣伝広告のようなことは一切したことがない。最大かつ最高の宣伝になることは、依頼主の要望を完全に満たしてやり、信用を得ることだと考えている。私の事務所の業務拡大は、既存の顧客の紹介によるもののみで、お客がお客を産むという循環現象で業務が拡充されてきた。その原動力は、顧客に与えた信用であると思っている。

依頼主の信用を得るには、依頼主が何を望んでいるかを的確に把握することを第1に心掛け、親切、丁寧、迅速を旨として依頼主に満足してもらえる仕事をする

あり、業務を通じて、当事務所の仕事の内容を、その客に依頼された仕事のほかにもいろいろとやっていることと、事務所の能力を知ってもらえるように、努力することも必要である。

私は、顧客の維持と拡大は、顧客の絶対的な信用を得ることにあると確信しておりその信用の尺度は、顧客がこの事務所なら他へ紹介しても絶対に間違いがないという心証を持ってもらえるものでなければならぬので、私はこのことを信条とし、それにはどうしたらよいかを絶えず考えながら前向きに業務と取り組んでいる。

最初から仕事の依頼があるわけがない、私も半年位の間ほとんど仕事がなかった。一度依頼された仕事は、無駄な働きをいわず仕事をすれば、必ず、また仕事を頼まれるし、他の客を紹介してもくれるものである。開業当初は依頼が少ないので、一つの依頼に費す時間も十分とれるはずであるから、その仕事に集中して、短時間に処理してやるのが肝心であり、そうすれば、すぐお客がお客を呼んでくれるようになるものである。

○どのようにして業務を繁栄させたか

私は、若輩で業務歴も浅く当たっているかどうか分らないが、お客がわれわれに望むのは事務能力はもちろんのこと、依頼者の相談に十分応じてくれることと、早く仕事にとりかかる行動力であると考えている。

私は、お客からもちかけられる相談を重視し、どのような相談にも対応できるだけの能力を身につけるよう努力した。誰よりも信頼できる相談相手になることで、お客の信用を得ようとして対応し、早く仕事を処理するように努力してきた結果、お客がお客を増してくれるようになり、業務量が飛躍的に増加したもので、そうした動きの中で金融機関の信用もめばえ、銀行その他から多数の客を紹介され、現在では大企業の業

務も継続的に手掛けているが、事務自体に能力さえあれば、中小企業に限らず大会社からの仕事も依頼されるものである。

私には、身内・知人に同業者もなく、有力者のバックアップを得たわけでもないのに比較的短期間に事務所の規模拡大をみたのは、優秀な補助者にめぐまれたことと、行政書士業務の需要と供給関係をとらえて顧客のニーズに応えることができたからであると考えている。

当事務所では、行政書士の業務範囲の広域性に対応し、専門的な処理体制をつくる必要があるため、次のとおり業務を四つに分類し担当者を決めている。

当事務所の体制	
行政部	1名
民事部	1名
労務部	2名
経理部	3名



（その3）

札幌市東区北26条東1丁目小町ビル
行政書士 米田 正氏 46才

○行政書士になる前の職歴と行政書士を志した動機

15才より医療器械製作の見習工になり、20才で職人になったが、その後、建築金物の製作取付工事に従事した。20才の頃から学問の必要性を感じて定時制高校に通い、卒業後ソロバン学校に1年、簿記学校に2年、卒業後会計学院へ通い、27才になって初めて経理事務の実務についた。

当初は、税理士試験の勉強をしていたが建設業法の改正があったので、早く資格をとって稼ごうと思った方が得策と考えて行政書士試験を受け、合格した。

○業務繁栄の方策又は業務上の信条

私は、昭和48年に開業して8年になるが、平均して年間の報酬総額は、約880万円位である（行政書士以外の収入はゼロ）。当事務所の態勢は、補助者は2名、主要事務機は、ゼロックス1台、和文タイプ2台、耐火金庫1台、デプロ1台程度。業務は労務、建設業、経理、民事の依頼が多いが、依頼された業務は何でもとりこんでいる。開業2年目で年間500万円を超えた。業域は札幌市内全域である。

業務の宣伝は、約8万円を投入して建設業法改正の時にダイレクトした経験がある。しかし、宣伝はあまり効果がないと思っている。業務量を増やす最良の方法は仕事の正確性であり、ロコミである。私は受託業務のほか、経営に関して助言したり、その事業所の予想されることがらについて、サービスを続けているが、これが顧客をつなぐ効果として多大である。行政書士は勉強第一だが、経理に詳しくなければ繁栄は難しい。時代により変化するとは思うが、要は業務に対する感覚が大切だと思う。私は一家の柱が勉学にはげむときに繁栄があると信じ、信条として頑張っている。開業以来仕事がこななかったことも、生活に困った経験もない。

○どのようにして業務を繁栄させたか

毎月固定的に収入が得られるように、経理と労務関係の固定客を確保するように努力した。そうすると、何月にどのような仕事というように、自動的に業務が出てくるので毎年同じことのくり返しと、その他は、随時飛び込みの業務を処理していけばよいので、収入も事務所の態勢も安定し、無理なく仕事ができることになる。なお、一度、当事務所を利用した人は絶対に離さないようにアピールしておくことが肝心である。

（次号は別の方を御紹介致します。）

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

業務資料

労働保険適用徴収 新システムの開始

北海道労働基準局長
北海道労働部長

労働省では、かねてから労働保険の適用徴収事務を迅速に行うため、新しい方法による事務処理を検討してまいりましたが、昭和56年10月から「労働保険適用徴収新システム」として実施することになりました。

この「労働保険適用徴収新システム」は今後、逐年増加する行政需要、新政策の展開等に柔軟に対応していくため開発されたもので大量の業務を新しいオンライン・システムにより処理することを目的としております。この「労働保険適用徴収新システム」は本年7月6日より全国の公共職業安定所で実施しました「雇用保険トータル・システム」と同じOCR（光学文字読取り装置）を労働基準局及び労働部雇用保険課に設置し、各事業主、労働保険事務組合等より提出される、保険関係成立届や保険料申告書・納付書等を読取らせることとなります。したがって現在適用徴収業務に変わりはありませんが、皆さんから提出していただく諸届書の記載の仕方が大きく変わりますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

なお、変わります内容につきましては、おおむね次のとおりとなります。

- 届書の記載は黒のボールペン（雇用保険トータル・システムはHB程度の鉛筆）書きになります。
- 届書に記載する文字はカタカナ・アラビア数字又は「一」記号で「標準字体」の使用となります。
- 届書用紙の取り扱いには次の点について

注意する必要があります。

- 1 折り線以外を折ったり、しわをつけたりしない。
- 2 汚さない。
- 3パンチ等による穴をあけたりしない

〔標準字体〕 数字、用記号

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	¥
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

カタカナ

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	イ	ヨ		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ヰ	〃	〇	ー

○印……特徴ある部分 △印……空ける部分

〔注意を必要とする文字の例〕

7 と ク と フ、シ と ツ、ン と ソ

〔濁点、半濁点の記入の方法〕

カ → カゝ、キ → キゝ、ハ → ハゝ

なお、雇用保険適用関係の届書の様式も昭和56年7月から変わります。

以上のとおり「労働保険適用徴収新システム」について、簡単にご説明いたしましたが、詳細につきましては最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所にお問合せ願います。



新入会員研修会を終了して

業務研修部

昭和56年度の新入会員研修会は、さる9月12日（土曜日）、13日（日曜日）の両日残暑きびしいなかを、札幌市雪印健保会館において開催しました。

本年度は、対象者数が減少したこともあって出席者数は33名と少数でしたが、昨年のような詰め込みの座席は避けられたので、受講者は部厚いテキストを配付されても隣り同士が迷惑を感ずることなく、割合よい環境の中で2日間を研修に打ち込むことができたように思います。

本年度の研修会は、各講師が資料作りに特に、熱意を示したので、与えられた時間に講義を終わらなくても、配付資料を見れば分かるようにいろいろ腐心されており、受講者が帰宅後に資料を見直すと忘れたことを思い出したり、聞き誤りを発見できたことでしょう。各講師の御努力に謝意を表するとともに、受講者も極めて熱心に終始ノートされたり、質問したり、連日頑張った皆さんに対しても深く敬意を表します。

講師の苦勞が、受講者の今後の業務に大いにプラスすることを期待し、報告を終ります。



日程

《第1日》

開会あいさつ	会 長	葛西義雄
行政書士の遵守事項		
報酬額の運用要領	総務部長	倉田 宏
会社設立（株式）	業務研修部長	佐藤兆昭
同（有限）	理 事	平賀昌夫
	副会長	日向寺正幸

《第2日》

行政書士の業務限界	副会長	日向寺正幸
建設業許可	理 事	角田良一
	理 事	原 隆 俊
修了証書授与	副会長	日向寺正幸
閉会のことば		同 上

新しい人名用漢字

追加される54字

露	皓	旦	伍
虹	眸	昂	伶
諒	矩	李	侑
赳	碧	栗	堯
迪	笹	楓	孟
遙	緋	楨	峻
遼	翺	汐	嵩
霞	脩	洵	嶺
頌	苑	洸	巴
駿	茉莉	渥	彬
鳩	萌	瑛	惇
鷹	萩	瑤	惟
	蓉	璃	慧
		甫	斐

昭和56年10月1日告示（9月18日出生から使えます）

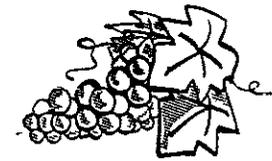
行政無料相談開催 (56,9,15 ニチイ帯広店2階)

—十勝支部—

釧路支部でニセ書士摘発

監察部

本年6月頃から、釧路市新栄町に、未登録、未入会のニセ書士が「行政書士〇〇〇〇事務所」を設け、補助者1名を雇用し、行政書士の肩書き入りの名刺を作成し、業務を行っていたものであり、釧路支部では業務取扱いの実態をひそかに調査し、法第19条第1項及び同条第2項の違反事実が判明したので証拠をそろえ、去る9月1日釧路警察署へ告発したもので、告発人は北海道行政書士会釧路支部長・大沢清氏である。



事務局日誌

- 7月26日 第4回理事会
自治会館 13:00~16:45
- 8月11日 登録資格審査委員会
片岡ビル 15:00~17:00
- 全道監察担当者会議
自治会館 13:00~16:00
- 18日 第5回常任理事会
自治会館 16:20~19:05
- 19日 第3回支部長会
自治会館 10:30~16:35
- 20日 第2回綱紀委員会
片岡ビル 13:00~17:00
- 26日 第2回総務部会
片岡ビル 13:00~16:25
- 9月8日 登録資格審査委員会
片岡ビル 15:00~17:00

官公署に提出する書類の作成、相談、提出手続
行政書士会の会員にご相談下さい。

行政書士は、主に次の書類の作成、相談、提出代行が任務です。

行政事務手続の「無料相談」
●日時 9月15日(土)10:00~16:00
●ところ ニチイ帯広店2階

北海道行政書士会十勝支部 ☎25-8237



帯広町広報

行政事務手続き無料相談の実施について

行政書士会十勝支部では、最近行政事務の手続きが複雑になってきているため、地域住民を対象としてつきにより無料相談を行うことになりましたのでお知らせします。

- 日時 9月15日(土)10:00~16:00
- 場所 ニチイ帯広店2階(〒107-0001)
- 相談内容
 - ・各種保険及び年金に関する相談
 - ・慰労金、抗議法など
 - ・諸契約書に関する相談
 - ・交通事故による損害賠償請求の手続
 - ・困窮申請手続に関する相談
 - ・その他の労働問題、民事相談など

行政事務手続
を無料相談
させていただきます。

1. 戸籍関係
2. 各種申請書
3. 各種届出書
4. 各種届出書
5. 各種届出書
6. 各種届出書
7. 各種届出書
8. 各種届出書
9. 各種届出書
10. 各種届出書

平成16年9月16日
北海道行政書士会十勝支部

アンケート結果

1. 無料相談を知った経路
 - ・新聞記事 6件 5/14 43%
 - ・知っていた 1件 7/14 7%
 - ・広報紙 4件 4/14 29%
 - ・ポスター 0件 0/14 0%
 - ・その他 3件 3/14 21%
2. 行政書士は好きか嫌いかの回答
 - ・知っている 7件 7/14 50%
 - ・知らなかった 7件 7/14 50%
3. 過去に行政書士に業務を依頼したことがあるか
 - ・ある 5件 4/14 29%
 - ・ない 9件 10/14 71%

9月15日に実施した無料相談におけるアンケート結果がこちらです。ご報告申し上げます。
なお、回答数は15件ありましたが、1件は6割して回答がなかったため、アンケート回答数は14名となります。

車庫証明対策特別委員会構成員の紹介

職名	氏名	事務所所在地	電話番号	備考
委員長	深谷秋之	064 札幌市中央区南25条西13丁目359	011 561-2150	本会常任理事
副委員長	佐藤兆昭	090 北見市幸町5丁目3-1 アルファビル2F	0157 24-1328	本会常任理事 (業務研修部長)
副委員長	伊藤正敏	061-01 札幌市豊平区月寒東3条18丁目6-15	011 854-2224	札幌支部長
委員	渡辺明	065 札幌市東区北31条東1丁目木下法務センター2F	011 751-7376	本会理事、札幌支部副支部長
委員	元井時雄	040 函館市新川町24番11号	0138 27-1563	函館支部理事 (車庫証明担当)
委員	大瀨博之	047 小樽市花園2丁目9番4号	0134 25-7887	小樽支部副支部長
委員	染川賢一郎	070 旭川市神楽5条14丁目	0166 61-2184	本会理事、旭川支部副支部長
委員	今野藤男	094 紋別市幸町1丁目3番地	01582 3-3861	網走支部長
委員	腰山寛	051 室蘭市中央町3丁目1 室蘭行政事務所	0143 23-2570	室蘭支部長
委員	山崎慎一	080 河東郡首更町木野大通東6丁目1番地	0155 31-1744	十勝支部理事
委員	芹田俊夫	085 釧路市光陽町19番21号	0154 22-2477	釧路支部常任理事

支部業務研修会開催状況

注()は通知人員

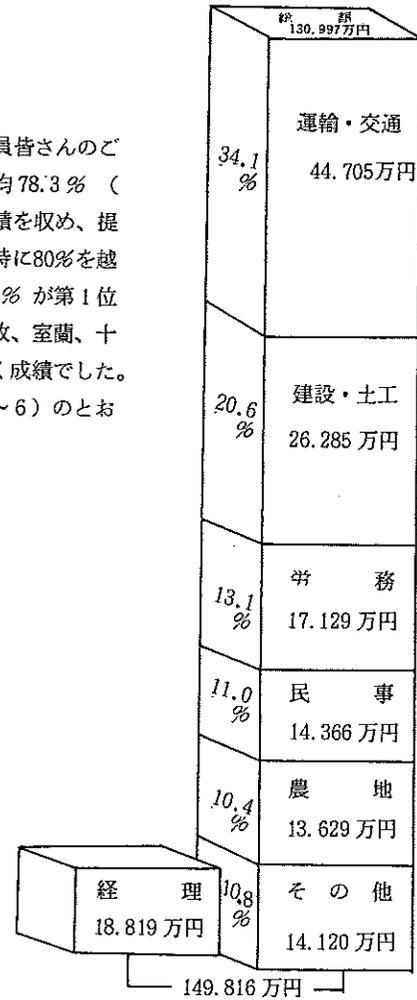
支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数(名)
札幌	7/25	札幌市自治会館	車庫証明手続 自動車登録申請 自動車登録申請	本会理事 渡辺明次 札幌支部業務部長 岩波 広 本会理事 渡辺 明	(516) 45 (45) 28
	8/8	〃			
函館	7/10	函館市共愛会館	国民年金制度 自賠責保険	函館市国民年金課長 高木 昇 全国交通事故防止協会連合会講師 池田 恵 上 山	(129) 36 (129) 26
	7/20	〃			
小樽	7/19	岩内町国民年金保養センター いわない 倶知安町 ホテル羊蹄閣	記帳実務 建設業許可	本会理事 北川 清 後志支庁建設指導課調整係長 池田 幸 〃 農務課農地係長 田 忠 司 義	(64) 17 (64) 23
	8/21	〃			
空知	7/25	滝川市総合福祉センター	民法(相続)改正	札幌支部会員 高松 勇	(94) 20
旭川	7/15	旭川市労働会館	建設業許可 雇用保険事務 (トータルシステム)	旭川支部会員 吉岡 信一 旭川公共職業安定所 雇用保険適用課長 富山 満 〃 指導官 山沢 嘉 〃 指導員 小 林 雄 得喪係長 横 明 得喪係長 小 力	(135) 32 (135) 27
	8/21	〃			
室蘭	7/28	室蘭市文化センター	食品衛生	室蘭保健所衛生課長 米野 稔	(51) 13
釧路	5/26	釧路市栄町会館	雇用保険事務取扱い (トータルシステム)	釧路公共職業安定所 雇用保険適用係長 栗川 紀 〃 得喪係長 小笠原 行 〃 給付係長 芳 賀 光 夫	(47) 20

昭和55年年計報告の分析結果

企画部

昭和55年中業務別報酬額

昭和56年の年計報告は、会員皆様のご理解とご協力により提出率平均78.3%（54年提出率76.1%）という成績を収め、提出率はおおむね良好でした。特に80%を越えた支部は、留萌支部の94.1%が第1位で、日高、小樽、空知、苫小牧、室蘭、十勝、旭川がいずれもこれに次ぐ成績でした。以下報告分析内容は次表（1～6）のとおりです。



1. 提出状況

支部名	提出該当者数	提出者数	提出率 (%)																	
			10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%								
札幌	441人	315人	71.4																	
函館	104	83	79.8																	
小樽	55	50	90.9																	
空知	85	74	87.1																	
旭川	118	95	80.5																	
留萌	17	16	94.1																	
宗谷	10	6	60.0																	
網走	112	87	77.7																	
室蘭	49	41	83.7																	
苫小牧	38	32	84.2																	
日高	14	13	92.9																	
十勝	107	89	83.2																	
釧路	69	54	78.3																	
根室	16	12	75.0																	
計	1,235	967	78.3																	

2. 報告者の業務の有無別割合

支部名	業務のなかった人				業務のあった人				計		
	単	複	計	割合	単	複	計	割合	単	複	計
札幌	35人	27人	62人	20%	94人	159人	253人	80%	129人	186人	315人
函館	4	1	5	6	28	50	78	94	32	51	83
小樽	3	4	7	14	10	33	43	86	13	37	50
空知	4	6	10	14	19	45	64	86	23	51	74
旭川	9	8	17	18	20	58	78	82	29	66	95
留萌	2	0	2	12	7	7	14	88	9	7	16
宗谷	0	0	0	0	2	4	6	100	2	4	6
網走	1	5	6	7	30	51	81	93	31	56	87
室蘭	2	3	5	12	12	24	36	88	14	27	41
苫小牧	1	2	3	9	10	19	29	91	11	21	32
日高	1	0	1	8	2	10	12	92	3	10	13
十勝	7	7	14	16	25	50	75	84	32	57	89
釧路	3	4	7	13	16	31	47	87	19	35	54
根室	1	2	3	25	5	4	9	75	6	6	12
計	73	69	142	15	280	545	825	85	353	614	967

注「単」は行政書士のための単独資格者を、「複」は行政書士と他の類似業の複合資格保有者を示す。

3. 行政書士単独資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

支部名	運輸 交通	建設 土木	風俗 衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	4,264	2,736	372	3,267	2,218	3,531	566	1,073	18,027
函館	5,792	862	12	76	623	15	523	2,765	10,668
小樽	144	602	0	541	181	267	93	10	1,838
空知	29	637	1	438	263	52	1,097	1,159	3,676
旭川	670	875	11	476	476	474	541	220	3,743
留萌	19	239	5	3	104	43	118	85	616
宗谷	15	0	0	0	2	0	0	1	18
網走	4,792	938	3	565	184	1,575	350	258	8,665
室蘭	6,339	424	9	63	216	153	41	75	7,320
苫小牧	50	60	62	1	67	0	0	137	377
日高	1	8	0	0	3	90	23	0	125
十勝	10,306	1,446	104	1,037	17	194	143	109	13,356
釧路	6,521	595	29	453	600	765	1	550	9,514
根室	99	313	0	6	6	75	2	1	502
計	39,041	9,735	608	6,926	4,960	7,234	3,498	6,443	78,445

4. 行政書士と類似業の複合資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

支部名	運輸 交通	建設 土木	風俗 衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	3,854	3,408	55	1,326	1,851	1,097	1,127	1,835	14,553
函館	446	1,356	131	82	1,005	465	656	537	4,678
小樽	189	1,570	7	2,274	557	4,032	231	64	8,924
空知	52	1,454	6	55	252	378	2,715	349	5,261
旭川	317	1,311	8	1,039	434	909	1,435	410	5,863
留萌	23	446	7	85	183	621	121	67	1,553
宗谷	0	356	0	0	145	0	12	0	513
網走	185	1,908	105	174	2,076	2,540	1,787	1,743	10,518
室蘭	59	322	22	7	155	45	261	35	906
苫小牧	48	1,118	6	5	564	1,045	8	219	3,013
日高	73	234	16	14	87	31	387	41	883
十勝	102	3,187	63	4,708	658	162	1,190	678	10,748
釧路	316	496	108	404	1,424	221	250	552	3,711
根室	0	84	0	30	15	39	14	5	187
計	5,664	17,250	534	10,203	9,406	11,585	10,194	6,535	71,371

5. 3と4の計 (単位万円)

支部名	運輸 交通	建設 土木	風俗 衛生	労務	民事	経理	農地	その他	計
札幌	8,118	6,144	427	4,593	4,069	4,628	1,693	2,908	32,580
函館	6,238	2,218	143	158	1,628	480	1,179	3,302	15,346
小樽	333	2,172	7	2,815	738	4,299	324	74	10,762
空知	81	2,091	7	493	515	430	3,812	1,508	8,937
旭川	987	2,186	19	1,519	910	1,383	1,976	630	9,606
留萌	42	685	12	88	287	664	239	152	2,169
宗谷	15	356	0	0	147	0	12	1	531
網走	4,977	2,846	108	739	2,260	4,115	2,137	2,001	19,183
室蘭	6,398	746	31	70	371	198	302	110	8,226
苫小牧	98	1,178	68	6	631	1,045	8	356	3,390
日高	74	242	16	14	90	121	410	41	1,008
十勝	10,408	4,633	167	5,745	675	356	1,333	787	24,104
釧路	6,837	1,091	137	857	2,024	986	251	1,102	13,285
根室	99	397	0	36	21	114	16	6	689
計	44,705	26,985	1,142	17,129	14,366	18,819	13,692	12,978	149,816

6. 一人当り報酬額 (単位万円)

支部名	報告提出者一人当り報酬額			有額報告者一人当り報酬額		
	行政書士単独 資格者 A	行政書士と類似業 複合資格者 B	計 C	A	B	C
札幌	140	78	103	192	78	103
函館	333	92	185	381	92	185
小樽	141	241	215	183	241	215
空知	160	103	121	193	103	121
旭川	129	89	101	187	89	101
留萌	68	222	136	88	222	136
宗谷	9	128	89	9	128	89
網走	280	188	220	289	188	220
室蘭	523	34	201	610	34	201
苫小牧	34	143	106	38	143	106
日高	42	88	78	63	88	78
十勝	417	189	271	534	189	271
釧路	501	108	246	595	108	246
根室	84	31	57	100	31	57
計	222	116	155	280	116	155

□ミニカレンダーのあっせん□

企 画 部

業務宣伝用ミニカレンダーをあっせんします。本年はミニカレンダーを作成し、会員の名刺代りに業務の宣伝になるものを安価であっせんすることになりましたので、ご希望の方は、次によりお申し込みください。

申込要領 はがきに申し込み数量(100枚単位とする)と表面に印刷する「事務所所在地、行政書士氏名、電話番号」等を明確に記入して、本会事務局宛申し込みください。

申込期限 昭和56年10月末日

あっせん価格 100枚につき ￥800円
(送料別)

このようなときは行政書士にご相談下さい！

- * 会社、協同組合などを作りたい。
 - * 各種営業の許可をとりたい。
 - * 土地、建物の売買と贈与するとき。
 - * 親の土地、建物を相続したい。
 - * 告訴、告発、示談書を作りたい。
 - * 貸金、家賃などを催促したい。
 - * 貸家、貸地を明渡してほしい。
 - * 農地を売りたい、家を建てたい。
 - * 建設業許可と砂利採取の許可申請。
 - * 官公庁の工事などを請負たい。
 - * 宅地造成や建築確認をとりたい。
 - * 雇用保険、社会保険などの手続き。
 - * 酒、タバコの免許がほしい。
 - * 国有地の払い下げ、貸付を受けたい。
 - * ハイヤー、貨物運送の免許申請。
 - * 個人タクシーの免許がほしい。
 - * 交通事故損害額の計算保険金請求。
 - * 車庫証明の交付申請手続き。
 - * 会社の会計帳簿を記帳してほしい。
 - * 会社の決算書を作りたい。
 - * 住宅資金の借入と一切の手続き。
 - * 銀行借入れの書類を作りたい。
 - * 税金(不動産取得税事業所税などの申告)
- 札幌市中央区南2条西4丁目 小原ビル4F
北海道行政書士会 ☎011-221-1221

82年カレンダー

札幌市中央区北1条西4丁目
行政書士 北 海 太 郎
TEL(011)231-1234

昭和57年度版行政書士手帳をあっせんいたします

(日行連発行のもの)

- 1、申込期限 昭和56年10月31日必着
- 2、申込方法 はがきに冊数、所属支部名、事務所所在地、氏名を記入
- 3、単 価 ￥600円、他に送料240円
代金を添えてお申し込み下さい。

～会費納入についてのお願い～

〈 経 理 部 〉

会費納入の際に、払込人住所氏名欄に〇〇会計事務所・〇〇測量・〇〇代行者等の名称で振込まれる方があり、氏名確認に困っておりますので、必ず会員名で振込んでください。なお、56年度第3期分(56年10月～56年12月)を10月末日までに納入してください。

’81. 9 第126号・昭和56年9月25日発行

発行人 葛 西 義 雄
編集人 橋 本 雄 一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2条西4丁目 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221
221-1222